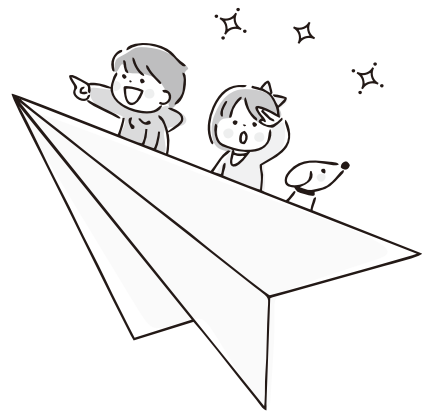


第3期



上富田町 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
和歌山県 上富田町



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
第2章 子ども・子育ての現状と課題	8
1 人口等の状況	8
2 子ども・子育てを取り巻く環境	13
3 子ども・子育てに関する調査結果の概要	17
4 (第2期) 子ども・子育て支援事業計画の評価	22
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の基本的視点	27
3 計画の基本目標	28
第4章 施策・事業の展開	29
基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実	29
基本目標2 子育て支援のネットワークづくりの強化	31
基本目標3 子どもたちの健全育成の充実	32
第5章 事業量の目標	35
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 量の見込みの算出対象と子ども・子育て支援制度の全体像	36
3 教育・保育の一体的提供の推進	37
4 子ども数の推移と今後の見込み	38
5 教育・保育の見込み量及び確保方策等	39
6 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等	42
第6章 計画の推進	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	54
資料編	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の令和5年の出生数は、72万7千人と過去最少を記録し、合計特殊出生率も1.20となり、前年の1.26より低下しています。また、出生数を母の年齢（5歳階級）別にみると45歳以上で前年より増加し、他の階級では減少しています。

この少子化はある程度は予測されていたことであり、すでに様々な少子化対策が実施されてきましたが、それでも少子化は今後も進んでいくと考えられており、さまざまな社会的な影響を与えていくと考えられています。

本町においては、総人口は微増が続いてきましたが、令和6年は微減もしくは横ばいといった傾向で、明確な人口減少とはなっていません。ただし、出生数は緩やかに減少傾向にあり、長期的には年少人口から減少が始まっていくと考えられます。

子どもや子育て世代の状況を見ると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加、そしてスマホやSNSといった新しいコミュニケーションツールへの依存など、子どもをとりまく環境は時代とともに変化してきており、子育てに不安や孤立、負担を感じる保護者も少なくありません。

国の最初の総合的な少子化対策は、平成6年に策定されたエンゼルプランであり、その後、平成15年に少子化対策基本法と次世代育成支援対策推進法が成立、そして平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行されました。

上富田町（以下「本町」という）は、子ども・子育て支援制度や次世代育成支援対策推進法に基づいて、平成27年度に「次世代育成支援対策行動計画」を包含する「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。次いで、令和2年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、教育・保育事業の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

この計画（以下「本計画」という）は、現行の「第2期上富田町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間を終了することから、これまでの本町の取組を振り返るとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の本町における子ども・子育て支援の一層の推進を図るために、第3期計画として策定するものです。

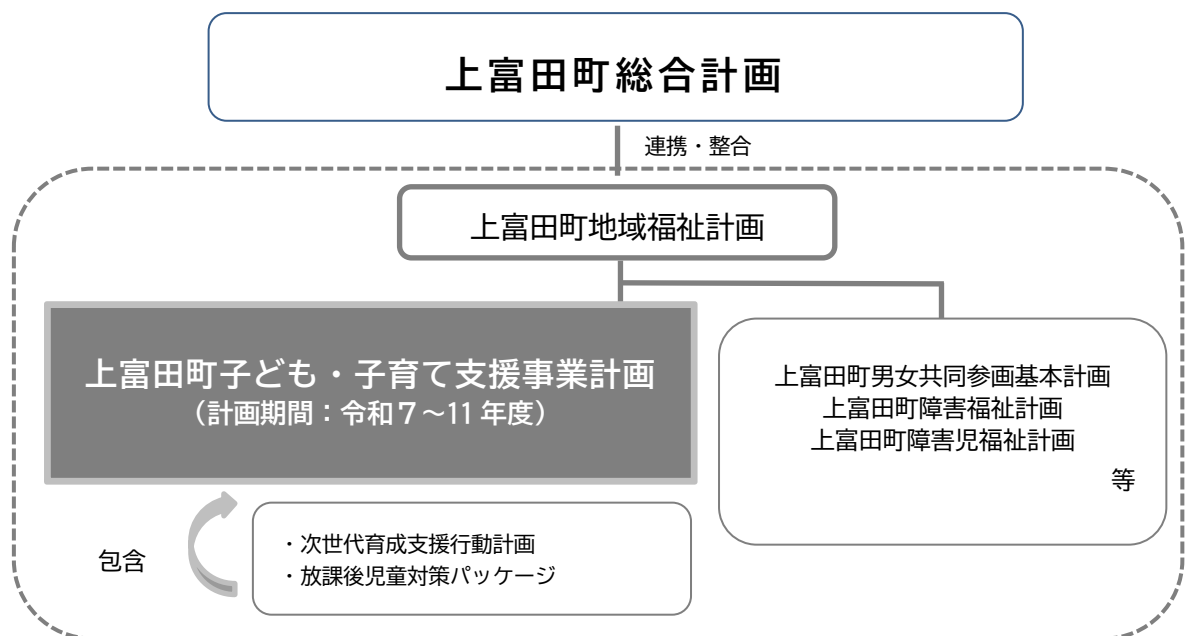
2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画です。

また、本計画には、「次世代育成支援対策推進法」第8条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」、「放課後児童対策パッケージ（従来の「新・放課後子ども総合プラン」を引き継ぐ取組）」を包含しています。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部は除くものとします。

◆計画の位置づけ（イメージ）◆



(2) 計画の性格

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、保育所、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、地域住民、関係団体等も対象になります。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

ただし、国のこども大綱に基づき、各都道府県及び市町村は本計画や子どもに関する他の計画を包含した「こども計画」の策定が求められています。今後は計画期間に関わらず、必要に応じて見直しを実施する場合があります。

令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
【第 2 期】					【第 3 期】				
上富田町子ども・子育て支援事業計画					上富田町子ども・子育て支援事業計画				
		(必要に応じて) 中間見直し		第 3 期計画策定	必要に応じて 見直し				

(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、上富田町子ども・子育て会議条例を制定し、「上富田町子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前児童保護者及び小学生保護者を対象にそれぞれ実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画に反映しました。

(6) 子ども・子育て支援制度の概要

①子ども・子育て支援制度の目的

子ども・子育て支援制度は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されました。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年5月17日公布）」が令和元年度（令和元年10月）から施行され、幼児教育・保育無償化がスタートしました。

②これまでの制度改正のポイント

第1期上富田町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）の策定後には、子ども・子育て支援法の一部改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、「待機児童の解消」、「女性の就業率の向上」、「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」、「保護者への寄り添う支援の普及促進」といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無料になるなど、少子高齢化という難題に国を挙げて取り組むこととしています。

③第3期計画での制度改正のポイント

第3期計画では、子ども・子育て支援法の改正、児童福祉法の改正に伴い、いくつかの新規の取組、または既存事業の新たな位置づけが求められています。

1) 子ども・子育て支援法の改正に伴う新規事業

妊婦等包括相談支援事業に関する事項、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項、産後ケアに関する事業の追加

2) 児童福祉法の改正に伴う新規事業

家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

④子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

ア. 子ども・子育て支援給付

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付 (※1)	幼稚園、保育所 (園)、認定こども園
(イ) 地域型保育給付 (※1)	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
(ウ) 施設等利用給付 (※2)	幼稚園 (新制度未移行)、特別支援学校 (幼稚部)、認可外保育施設、障害児通所施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
(エ) 児童手当 (※3)	—

※1 (ア) 施設型給付、(イ) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定した上で給付。(子ども・子育て支援法 第19条)

子どものための教育・保育給付の認定区分【上記(ア)(イ)】

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

※2 (ウ) 施設等利用給付は、保護者の申請を受けた市町村が施設等利用給付を受ける資格を有することを認定した上で給付。(子ども・子育て支援法 第30条の4)

※3 児童手当法に規定する児童手当の支給(子ども・子育て支援法 第9条)

イ. 地域子ども・子育て支援事業

1) 利用者支援に関する事業	11) 放課後児童健全育成事業
2) 地域子育て支援拠点事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	14) 子育て世帯訪問支援事業
5) 養育支援訪問事業	15) 児童育成支援拠点事業
6) 子育て短期支援事業	16) 親子関係形成支援事業(伴走型相談支援事業)
7) 子育て援助活動支援事業	17) 妊婦等包括相談支援事業
(ファミリー・サポート・センター)	18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
	19) 産後ケア事業
8) 一時預かり事業	
9) 延長保育事業	
10) 病児保育事業	

⑤市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

この計画では「必須記載事項」「任意記載事項」とともに定めます。

種 類	記載事項
(ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(イ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(ウ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(エ) 教育・保育提供区域の設定（※1）	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(オ) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ● 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(カ) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(キ) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（※1）	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携の推進方策を定めること。
(ク) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項（※1）	特定子ども・子育て支援施設等の確認等に当たっての考え方を定めるほか、給付申請に当たっての施設との連携方針や保護者への支払回数を定めること。

種 類	記載事項
(ケ) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(コ) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(サ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(シ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

※1 必須記載事項

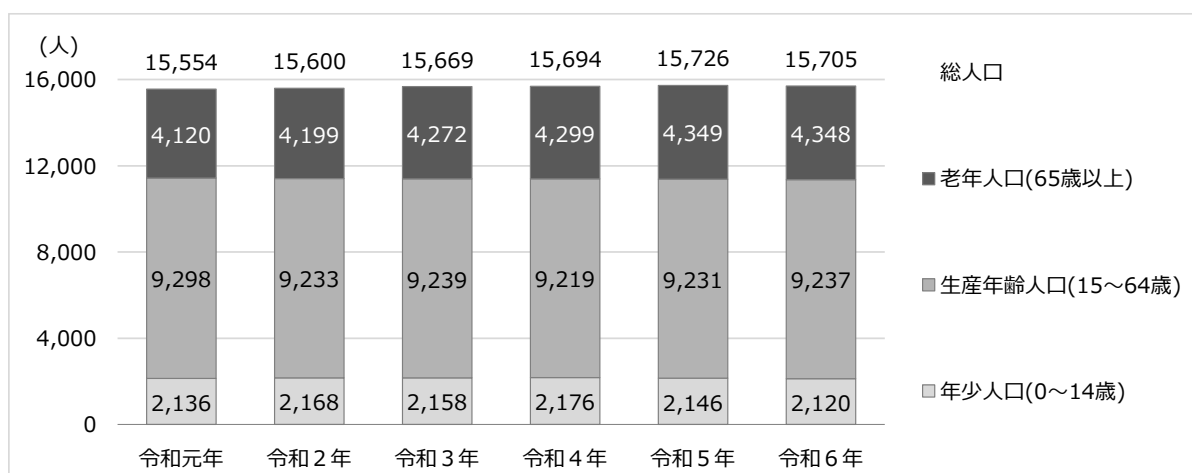
第2章 子ども・子育ての現状と課題

1 人口等の状況

(1) 総人口の推移

令和元年から令和6年までの総人口の推移をみると、令和5年までは微増傾向にありましたが、令和6年は若干減少しています。年少人口は、令和4年までは増減を繰り返していましたが、令和5年から微減に転じています。

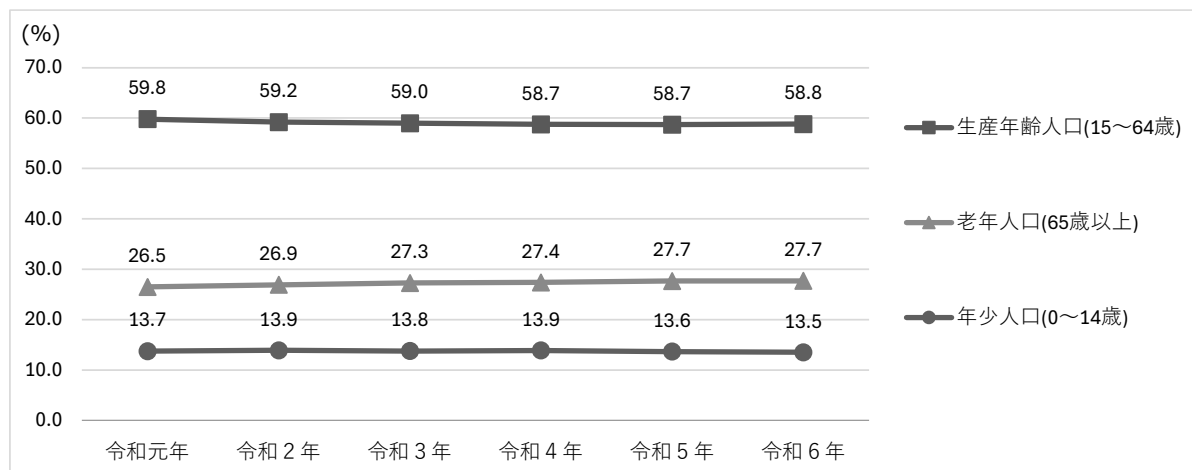
■総人口（年齢3区分別人口）の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口の割合は令和4年まではほぼ横ばいでしたが、令和5年から微減傾向に転じています。生産年齢人口の割合は令和4年まで微減傾向でしたが、令和5年から横ばいもしくは微増に転じ、老年人口の割合は微減傾向となっています。

■年齢3区分別人口割合の推移

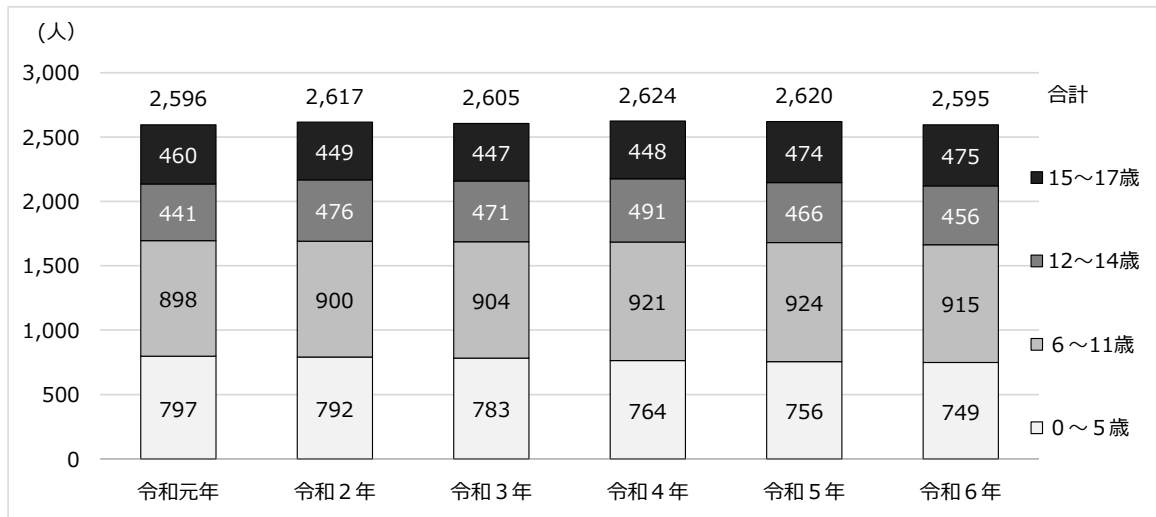


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

(2) 子ども人口の推移と将来推計

子ども人口の推移をみると、合計数は年によって増減していますが、推移としては、ほぼ横ばい傾向となっています。令和元年と令和6年とを比較して、年齢層別にみると、6歳以上の各層は増加していますが、0～5歳の層は減少しており、推移としても微減傾向となっています。

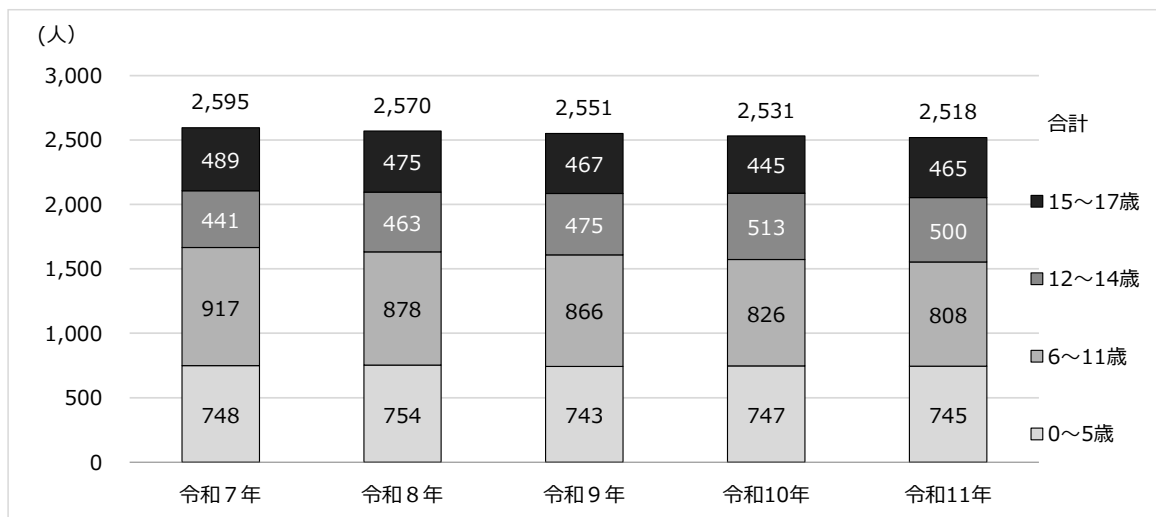
■子ども人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

子ども人口（18歳未満）の将来推計では、合計数は減少傾向となります。年齢層別に令和7年から11年の推移をみると、0～5歳はほぼ横ばい、6～11歳は減少傾向、12～14歳は増加傾向から横ばいに転じ、15～17歳は減少傾向から微増傾向に転じることが見込まれます。

■子ども人口の将来推計

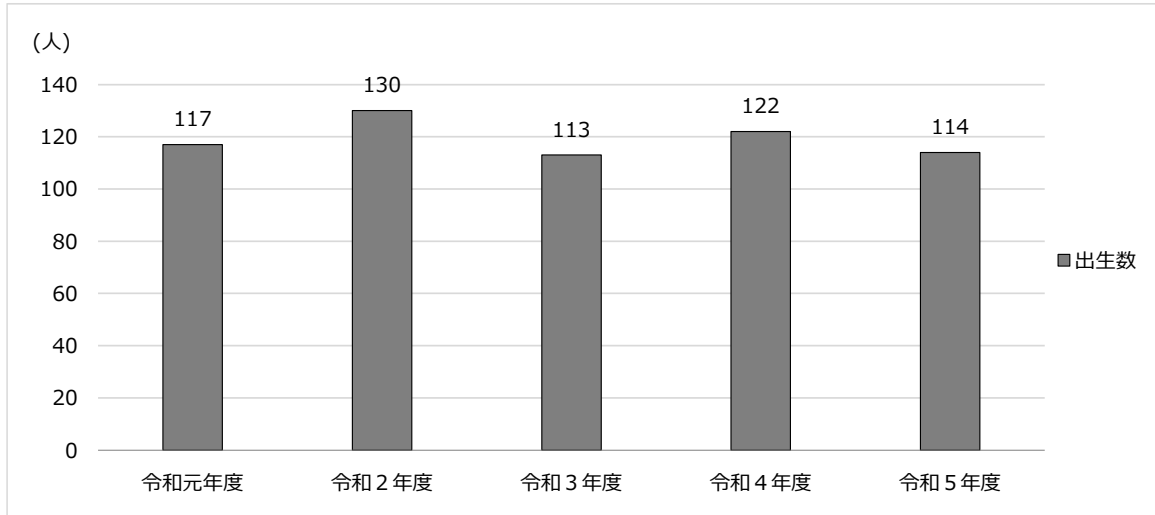


資料：住民基本台帳（4月1日）に基づく推計

(3) 出生数の推移

出生数は、年によって増減していますが、110人台から130人の間で推移しています。

■出生数の推移



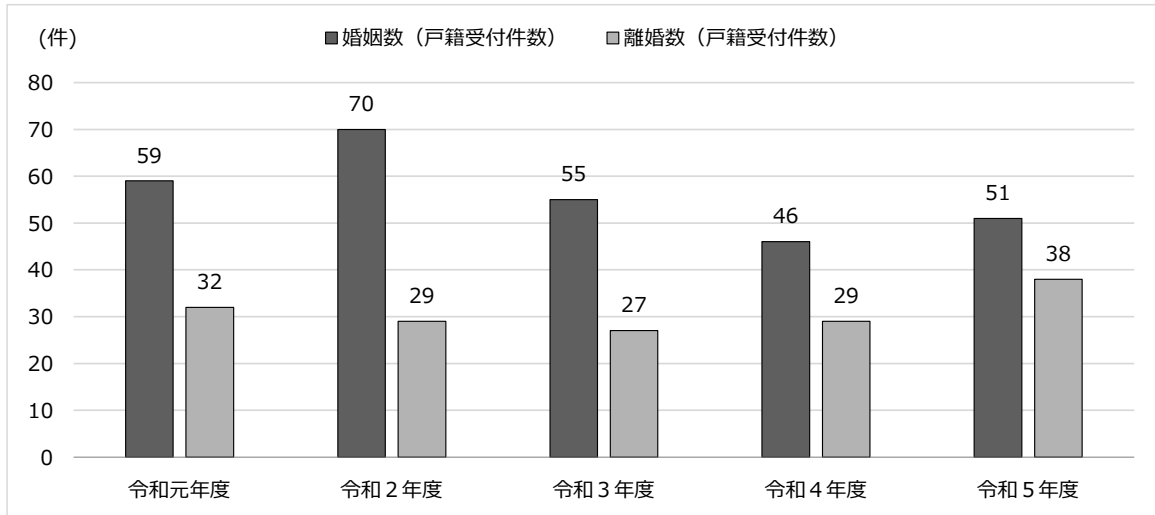
資料：住民基本台帳における各年度（4/1～3/31）の出生数

(4) 婚姻等の状況

婚姻数は、年によって増減しており、令和5年度は51件でした。

離婚数は、30件前後で推移していますが、令和5年は若干増加し、38件となっています。

■婚姻数・離婚数の推移



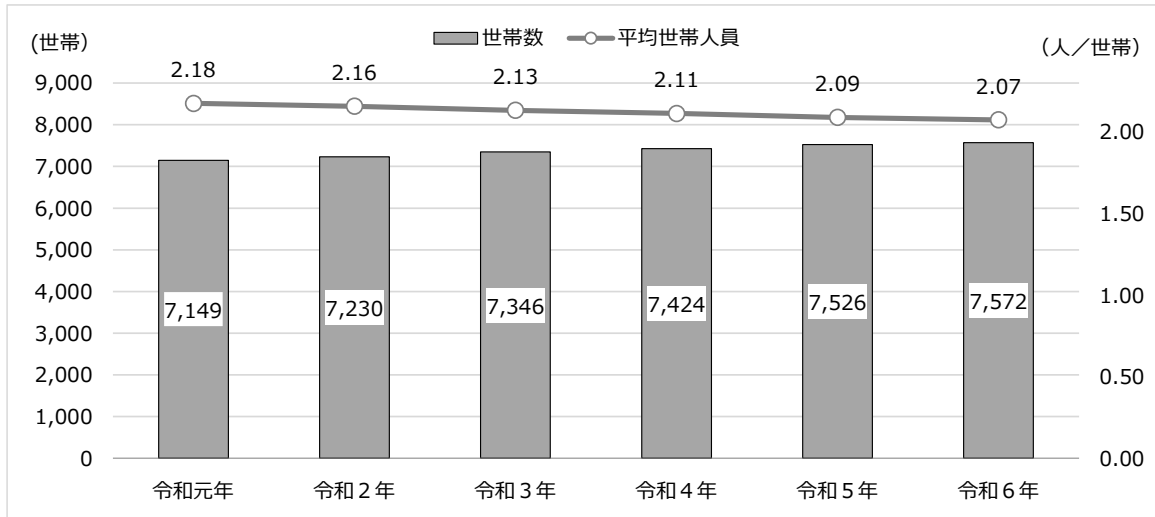
資料：住民基本台帳における年度中の受付件数

(5) 世帯数の状況

世帯数は、増加傾向で推移しています。

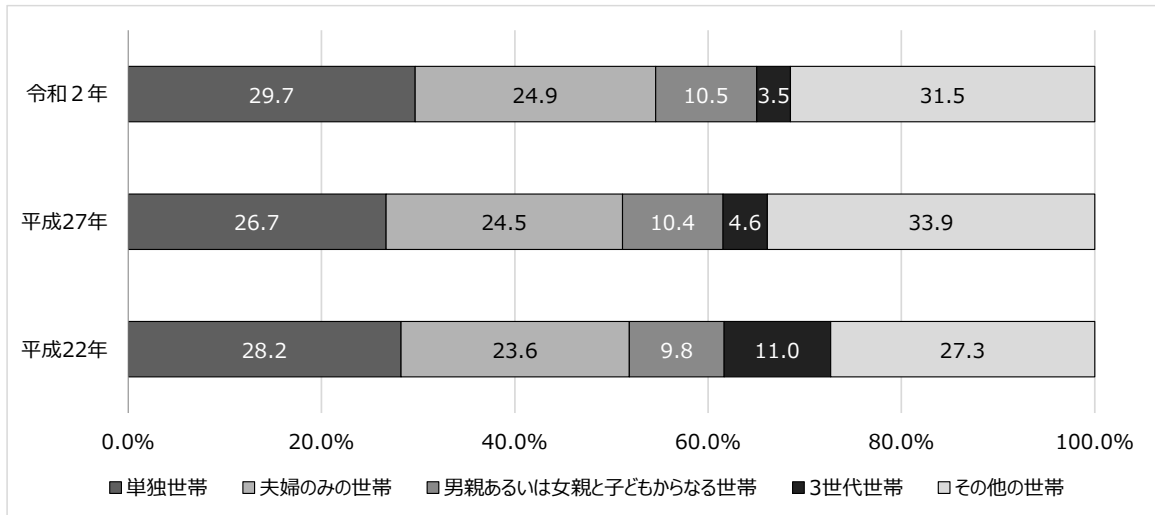
一方、平均世帯人員数（人口÷世帯数）は、減少傾向で推移しています。

■世帯数と平均世帯人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

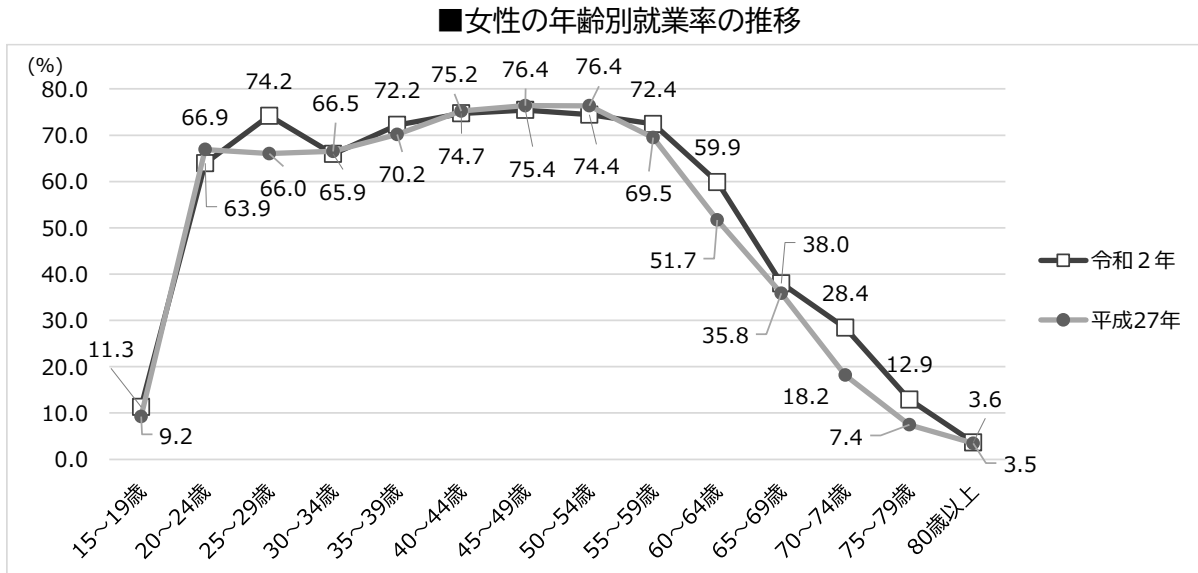
世帯類型別比率の推移をみると、3世代世帯が減少し、男親あるいは女親と子どもからなる世帯が増加傾向となっています。



資料：国勢調査

(6) 女性の就業率

女性の年齢別就業率について平成27年と令和2年の推移をみると、25～29歳の層と50代後半以降の層の就業率が高くなっていますが、全体的には、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは、緩和していることがうかがえます。

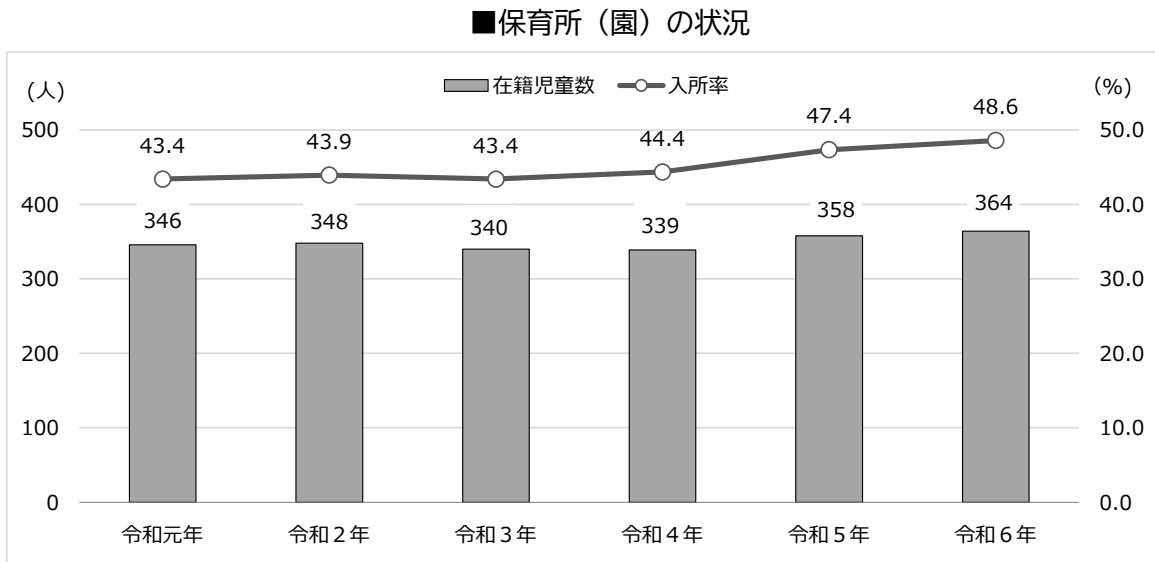


資料：国勢調査

2 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 保育園の状況

本町の認可保育所は公立保育所が1園、小規模保育事業所が1園で、在籍児童数は令和4年以降増加傾向となっています。また、入所率（在籍児童数÷0～5歳人口で算出）についても、令和4年以降上昇傾向となっています。



資料：福祉課調べ（各年4月1日）

※在籍児童数には町外の認可保育所等に入所している児童数も含む

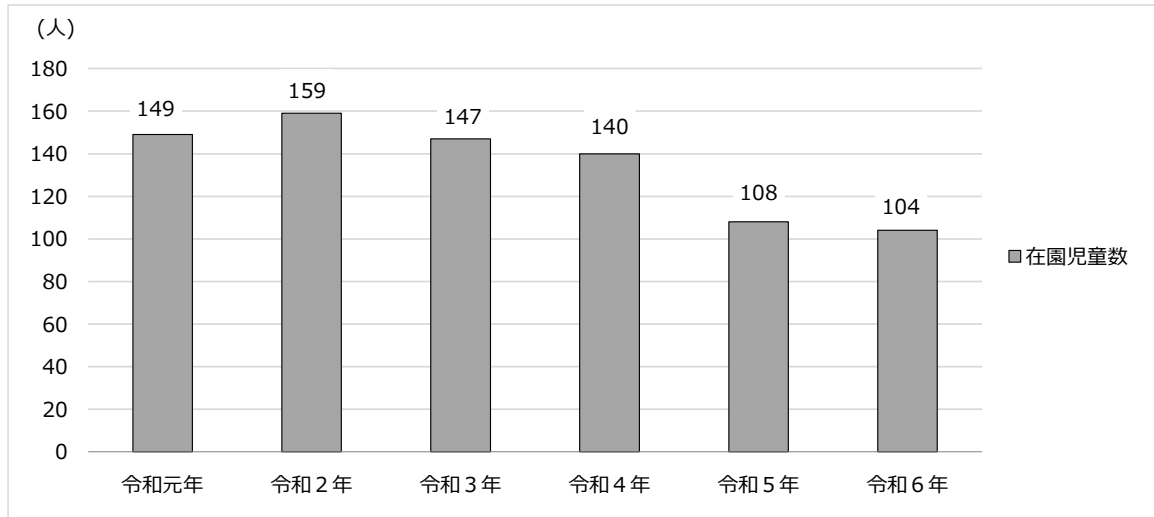
(2) 認定こども園の状況

本町の認定こども園は令和6年4月に開園した私立の認定こども園が1園となっており、令和6年4月1日現在、200人の在園児童数となっています。

(3) 幼稚園の状況

本町における幼稚園は私立幼稚園が1園で、在籍児童数は令和3年以降減少傾向にあります。

■幼稚園の状況



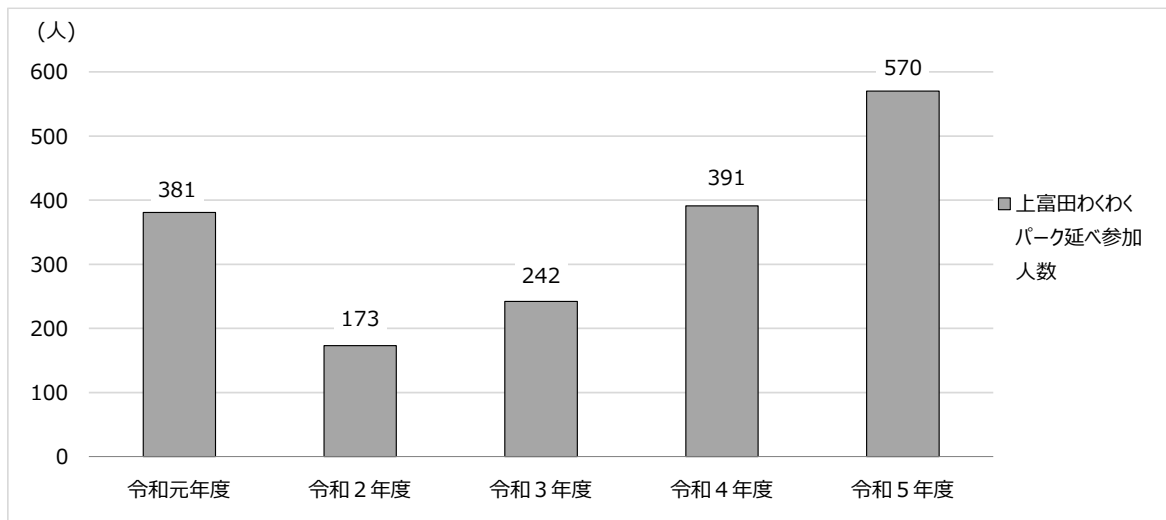
資料：福祉課調べ（各年4月1日）

※在籍児童数は、町内に住所があり、私立幼稚園に入園している児童数

(4) 児童館の状況

本町における児童館は1か所で、児童館で実施されている上富田わくわくパークの延べ利用者数は、令和2年度にコロナ禍の影響から大きく減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向で推移しています。

■児童館の状況



資料：放課後子ども教室事業実績報告

(5) 待機児童の状況

本町においては、令和元年度から令和6年度の間、待機児童は発生していません。

なお、令和5年度から町内の私立幼稚園の1園が子ども・子育て新制度に移行したため、定員90人程が増加しています。

■待機児童の状況

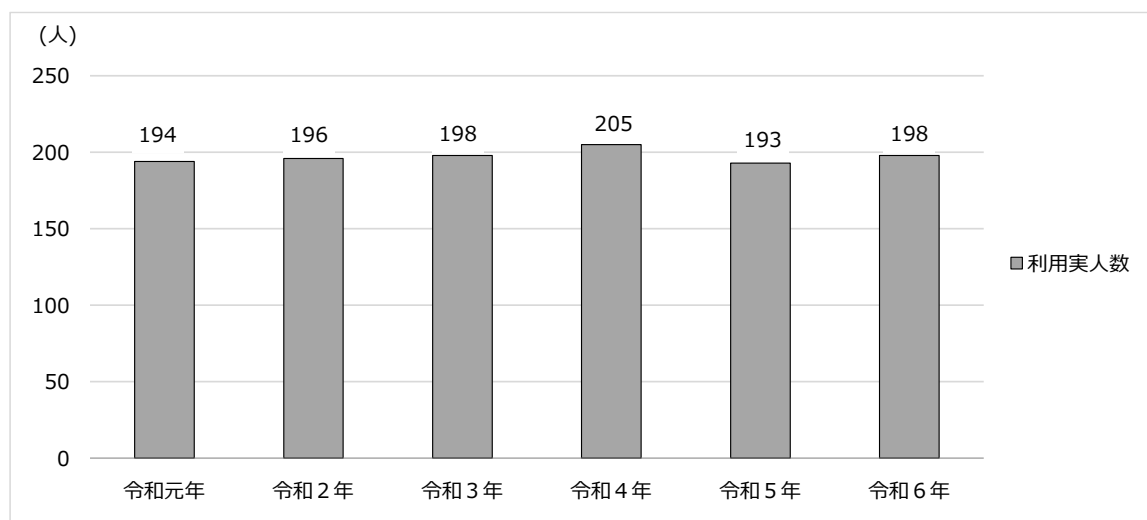
年度	定員 (人)	待機児童数 (人)					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計
R元年度	441	0	0	0	0	0	0
R2年度	447	0	0	0	0	0	0
R3年度	415	0	0	0	0	0	0
R4年度	422	0	0	0	0	0	0
R5年度	524	0	0	0	0	0	0
R6年度	516	0	0	0	0	0	0

資料：保育所等利用待機児童数調査（各年度4月1日）

(6) 学童保育の利用状況

本町における学童保育の利用実人数は、年によって増減がありますが、ほぼ横ばいで推移し、概ね200人前後となっています。

■学童保育の利用状況の推移

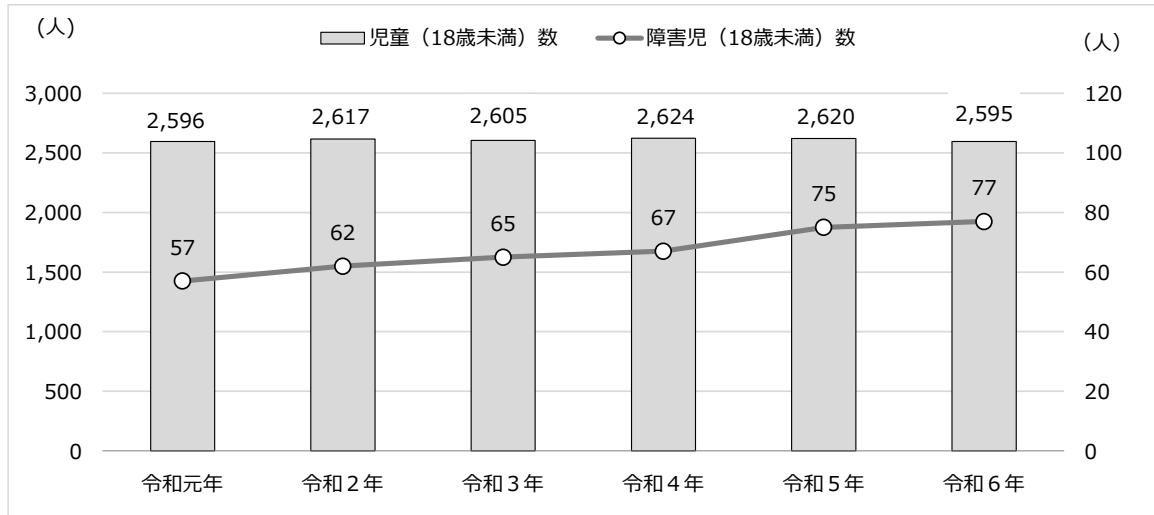


資料：学童保育所運営実績報告書

(7) 障害児の状況

本町における児童（18歳未満）数は、令和3年以降微減傾向にありますが、障害児数は増加傾向となっています。

■障害児数の推移

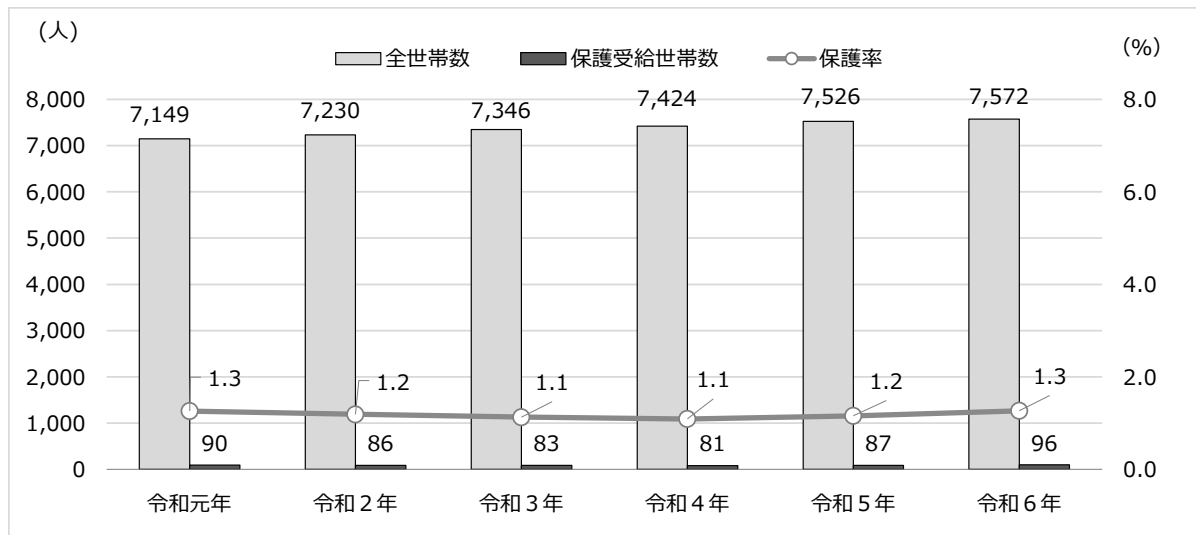


資料：福祉課調べ（各年4月1日）

(8) 生活保護世帯数の状況

本町における生活保護受給世帯数は、80～90世帯で推移しており、保護率も1.1%から1.3%の間で推移しています。

■生活保護世帯数の推移



資料：福祉課調べ（各年4月1日）

3 子ども・子育てに関する調査結果の概要

(1) 調査の概要

本調査は、「第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画」（令和7～令和11年度）策定のための基礎資料として、対象となる子どもの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

同時に、国のこども大綱に基づき、各都道府県及び市町村はそれぞれのこども計画の策定が求められています。市町村版こども計画の策定においては、こどもの意見聴取が求められており、今回中学2年生と高校2年生にアンケートを実施しました。

【未就学児保護者アンケート】

- 調査対象：町内在住の就学前児童のいる保護者
- 調査期間：令和6年6月5日～6月21日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収又はウェブサイトでの回収

配布数	有効回収数	有効回収率
600票	316票	52.7%

※ウェブサイトからの回答については、回答が完了しておらず、回答率が30%を下回るものについては無効票扱いとした。

【小学生保護者アンケート】

- 調査対象：町内在住の小学生児童のいる保護者
- 調査期間：令和6年6月5日～6月21日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収又はウェブサイトでの回収

配布数	有効回収数	有効回収率
500票	255票	51.0%

※ウェブサイトからの回答については、回答が完了しておらず、回答率が30%を下回るものについては無効票扱いとした。

【中学2年生アンケート】

- 調査対象：町内在住の中学2年生
- 調査期間：令和6年6月5日～6月21日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収

配布数	有効回収数	有効回収率
161票	119票	73.9%

【高校2年生アンケート】

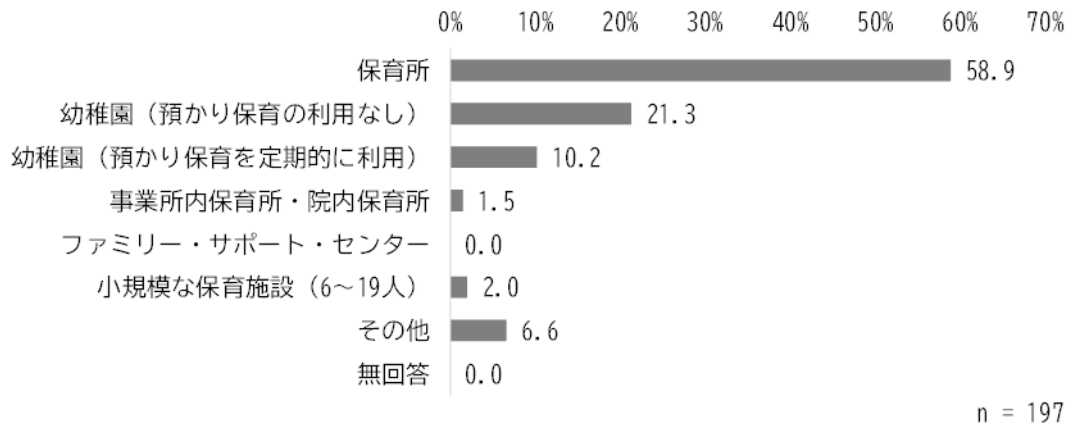
- 調査対象：町内在住の高校2年生
- 調査期間：令和6年6月5日～6月21日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収

配布数	有効回収数	有効回収率
155票	55票	35.5%

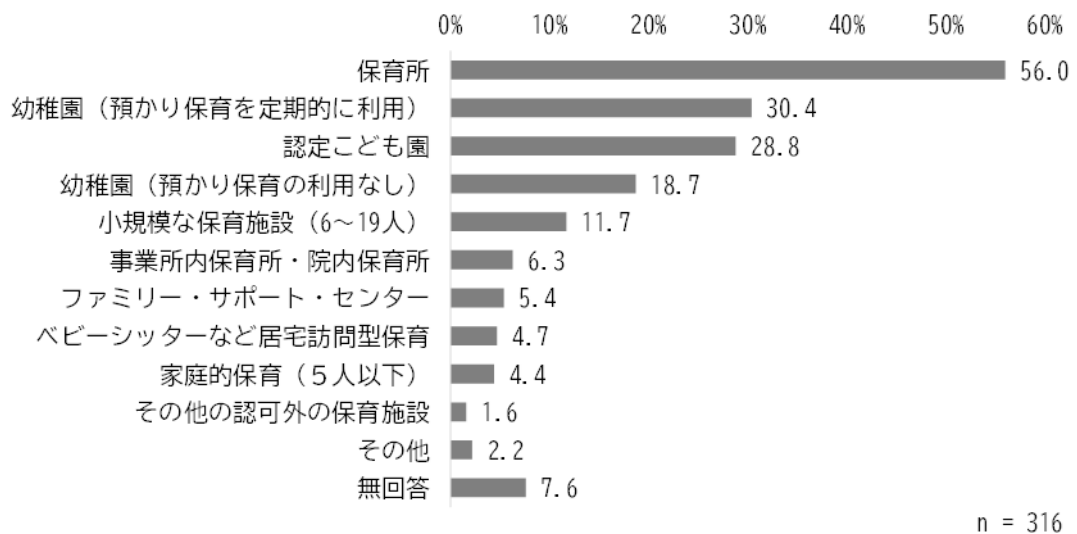
(2) 保育所・幼稚園等の利用状況・利用意向

平日に定期的に利用している施設やサービスについては、「保育所」が多数を占め、次いで「幼稚園（預かり保育の利用なし）」、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が続きます。利用意向も同様の傾向ですが、本町では令和6年4月から認定こども園が新設されたことにより、利用意向が28.8%にのぼっています。

■保育園・幼稚園等の利用状況（未就学児保護者アンケート）



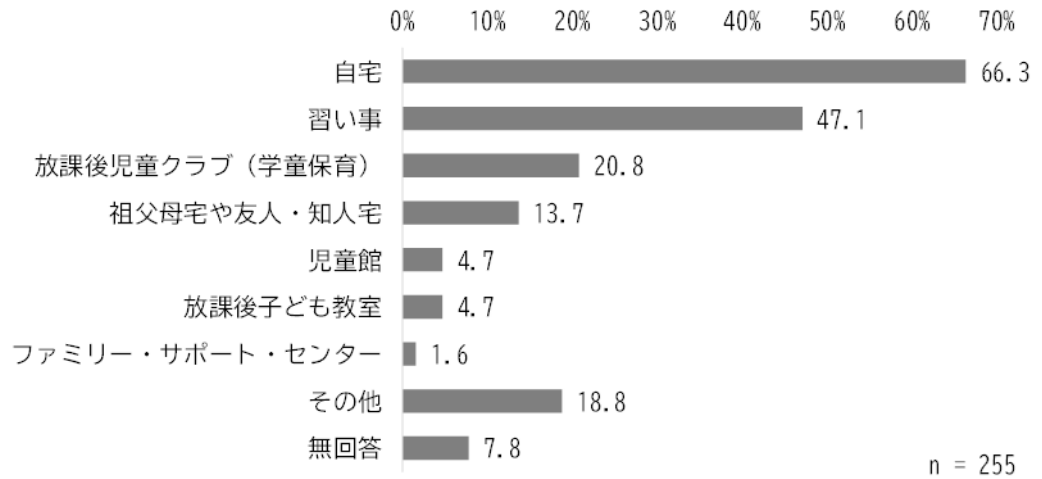
■保育園・幼稚園等の利用意向（未就学児保護者アンケート）



(3) 放課後の過ごし方

小学生児童の放課後の時間を過ごしている場所は、「自宅」(66.3%)が第1位、次いで、「習い事」(47.1%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(20.8%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(13.7%)などとなっています。

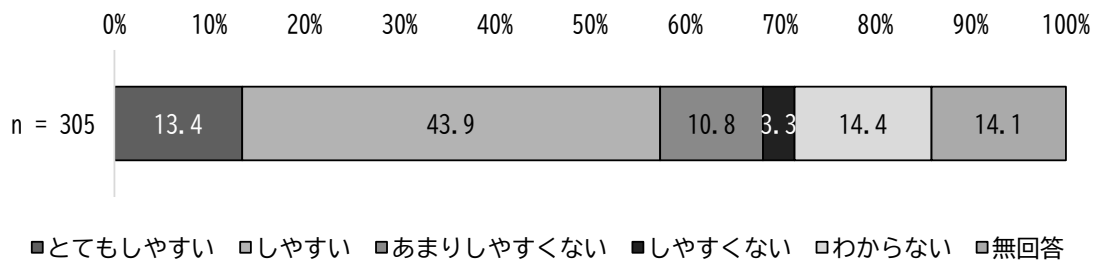
■放課後の過ごし方(小学生保護者アンケート)



(4) 上富田町の子育て環境について

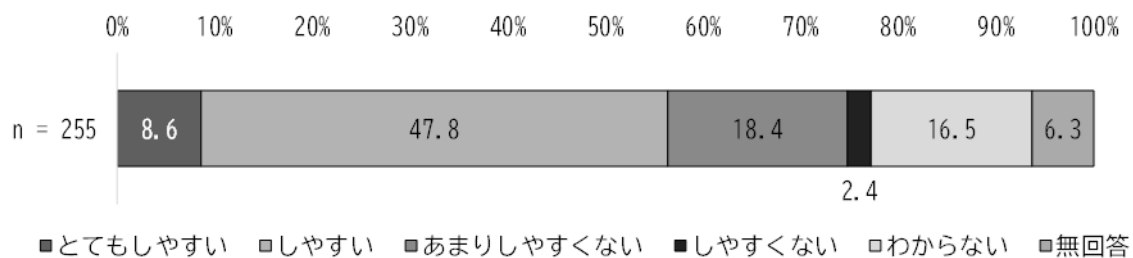
未就学児童の保護者に聞いた上富田町が子育てのしやすいまちだと思うかについては、「とてもしやすい」(13.4%)、「しやすい」(43.9%)、「あまりしやすくない」(10.8%)、「しやすくない」(3.3%)、「わからない」(14.4%)となっています。

■上富田町は子育てがしやすいまちか(未就学児保護者アンケート)



小学生保護者に聞いた上富田町が子育てのしやすいまちだと思うかについては、「とてもしやすい」(8.6%)、「しやすい」(47.8%)、「あまりしやすくない」(18.4%)、「しやすくない」(2.4%)、「わからない」(16.5%)となっています。

■上富田町は子育てがしやすいまちか (小学生保護者アンケート)



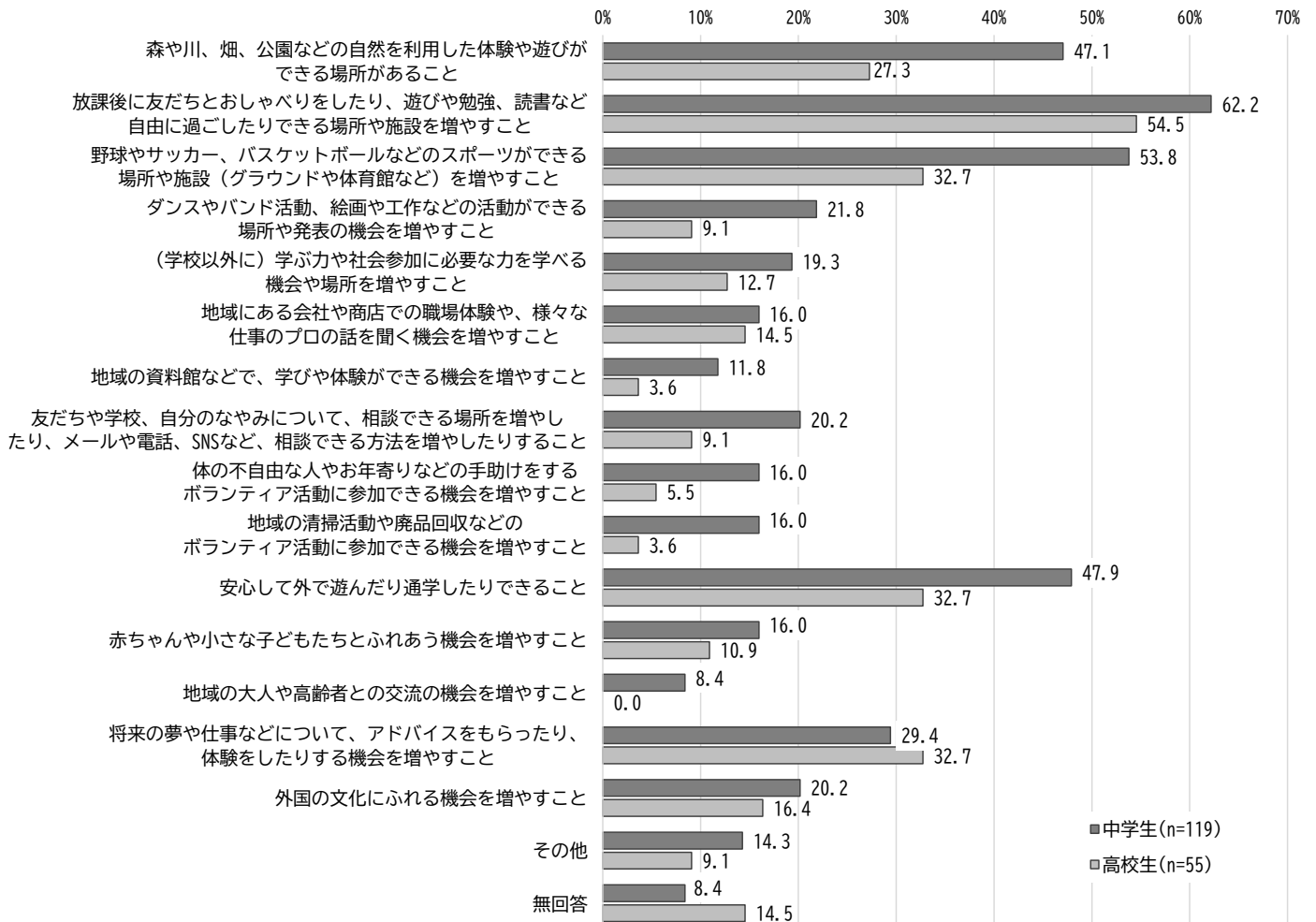
(5) 上富田町にあったらいいなと思うもの

中学2年生は、「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと」の割合が最も高く62.2%、次いで「野球やサッカー、バスケットボールなどのスポーツができる場所や施設（グラウンドや体育館など）を増やすこと」が53.8%、「安心して外で遊んだり通学したりできること」が47.9%となっています。

高校2年生は、「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと」の割合が最も高く54.5%、次いで「野球やサッカー、バスケットボールなどのスポーツができる場所や施設（グラウンドや体育館など）を増やすこと」、「安心して外で遊んだり通学したりできること」と「将来の夢や仕事などについて、アドバイスをもらったり、体験をしたりする機会を増やすこと」がそれぞれ32.7%となっています。

全体的に中学2年生の回答の割合が高くなっており、差が最も大きいのは、「野球やサッカー、バスケットボールなどのスポーツができる場所や施設（グラウンドや体育館など）を増やすこと」で21.1ポイント、次いで「森や川、畑、公園などの自然を利用した体験や遊びができる場所があること」が19.8ポイント高くなっています。

■上富田町にあったらいいなと思うもの（中・高校生アンケート）



4 (第2期) 子ども・子育て支援事業計画の評価

「第2期上富田町子ども・子育て支援事業計画」では、3つの基本目標を達成するために、17の施策・事業を掲げました。評価は下記のA～Eの5段階で実施しました。

- A：計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
 B：計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあつた。(75%程度実施した)
 C：現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
 D：計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(施策・事業に着手し、動き始めることはできた)
 E：現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)

評価の結果と、その理由や課題は以下のとおりです。

(1) 基本目標別

◇評価結果◇

基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実

施策・事業名	事業の概要	評価	評価の理由・課題
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	子育てをサポートしてほしい人(ファミリー会員)の要望に応じて、お手伝いができる人(サポート会員)を紹介し、一時的に子どもを預かる事業。会員登録をしてアドバイザーの立会いのもと、事前にお互いを知ってから時間単位で子どもを支援する。	A	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりファミリー・サポート・センターの利用控えが見られたが、令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の特性に対する知識が深まり、基本的な感染対策等についても認知されたことから、利用件数は増加傾向に転じてきた。
ショートステイ・トワイライトステイ事業(子育て短期支援事業)	家庭における児童の養育が一時的に困難となった際、一時的に子どもを預かる事業。保護者の疾病、冠婚葬祭、仕事、出産を理由とする一時保護と、DVによる緊急一時保護がある。	A	令和6年度から「上富田こどもみらい家庭センター」を開設しており、総合的な窓口として案内・周知を実施している。
一時預かり事業	生後6ヶ月から未就学児童までを対象とし、保護者の病気や用事ができた時などに利用することができる。月～金曜日で、はるかぜの開所日に実施。事前	A	1日3人までの受け入れとしているが、定員以上の申し込みはなく、要望も無い状況である。利用料については1時間400円だが、町で独自に「子育て支援軽減施策事業」とし

施策・事業名	事業の概要	評価	評価の理由・課題
	登録が必要。		て 1/2 補助（1 年度あたり上限 15,000 円）しており、実質的な負担は半額となっている
地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	子育ての専門機関である保育所などを地域に開放して地域で子育てしているという趣旨から、育児相談や子育ての情報提供、親子の交流の場としている。	A	来所者数は増加しており、令和 5 年度からは保護者向けの講習会（助産師・歯科医師）も実施している。
副食費の実費徴収に係る補足給付事業	副食材料費に係る保護者の経済的な負担を軽減しており、円滑な子ども・子育て支援等の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援している。	A	制度に沿って副食費を助成することで、保護者の負担を軽減している。

基本目標2 子育て支援のネットワークづくりの強化

施策・事業名	事業の概要	評価	評価の理由・課題
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 ヶ月までの乳児のいる家庭へ助産師や保健師が訪問を実施し、育児等に関する相談や情報提供等を行っている。	A	ほぼ全ての対象者に訪問を実施することができた。第 1 子誕生家庭と、転入家庭には町職員（保健師）も同行し、相談や情報提供を実施している。
養育支援訪問事業	妊娠期～出産後の養育に関して、特に支援が必要な妊婦、保護者に対して、助産師、保健師による定期的な訪問等を実施し支援を行なっている。	A	健診の結果などを踏まえ、助産師と保健師が相談し、支援が必要な家庭には訪問することができている。
母子保健推進員による家庭訪問	母子保健推進員（町が委嘱）による健診案内訪問、2 歳児への歯ブラシ、絵本プレゼント訪問等を実施。地域での身近な相談役として活動している。また、地域と保健センターとのパイプ役を担っている。	A	全ての対象者に訪問することができた。また、その際に相談を聞き、訪問後のフォローについても適切に実施できている。

基本目標3 子どもたちの健全育成の充実

施策・事業名	事業の概要	評価	現行計画の評価・現在抱えている課題
教育支援センター	不登校になった児童生徒の集団活動への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談を行っている。	A	教室用の施設と支援員を確保し、年間を通じて開設できている。
寺子屋塾 【生馬公民館】	毎週水曜日の放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりとして、遊びの場の提供や、硬筆教室などを実施。	A	支援員1名(教職OB)と地域ボランティアにより年間を通じて運営できている。
思春期保健対策等の推進	(思春期講座) 中学校3年生へ「生と性」についての講演を行い、性の正しい情報や知識の普及を実施。	A	学校と助産師が連携して事業を実施できている。小学校2年生には各学校が独自に授業を実施しており、厚労省からの啓発物資を送付している。
安心して子どもを 生み育てることができる地域づくり	(母子保健連絡協議会) 多職種の専門家が委員である母子保健連絡協議会において、子育てや母子保健の現状と取組について協議して連携している。 (母子保健推進員会) 地域で活動している母子保健推進員による会議において、母子保健活動等について協議して連携している。	A	各専門機関との協議の場を設けることができおり、町内の専門家同士が連携できている。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るため、子育て・生活支援、就業支援等の総合的な相談体制や情報提供を実施し、関係機関等との連携強化を図っている。	A	ひとり親家庭には、児童扶養手当の申請時に「わかやまひとり親家庭アシスト事業」の周知と、ハローワークによる出張相談の場を設け、自立や支援を図っている。相談があった場合には各機関と適切に連携できている。
チャイルドシート購入費補助金事業	幼児の交通事故防止及び交通安全確保のため、チャイルドシートの購入に要する経費に対する補助金を予算の範囲内で交付するもの。	—	令和6年度から、国の「出産・子育て応援給付金」(妊娠時と出産後に5万円ずつ給付)にあわせて、町独自施策として「かみとんだ未来応援給付金」(妊娠時と出産後に2.5万円ずつ給付)を開始したこと

施策・事業名	事業の概要	評価	現行計画の評価・現在抱えている課題
			により、このチャイルドシート事業は廃止した。
児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の役割調整や連携を強化して地域における関係相互のネットワークを構築することにより、子育て不安や児童虐待等の過程、児童の問題を早期に発見し、迅速かつ的確な対応に努めている。	A	紀南児童相談所と共に相談を受け付け、対象家庭には各機関と連携して訪問や支援等を実施できている。令和6年度からは「上富田こどもみらい家庭センター」の開設に伴い、担当者を2名に増員（以前は兼務1名）している。
障害のある子どもに関する施策の充実	障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるように、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療および社会復帰に向けた訓練や在宅サービスの充実、就学支援等を含めた総合的な取組を推進している。	B	町内の各関係機関と連携し、対象の子どもや保護者とは相談の上で円滑に受け入れできている。ただし、施設の人員の不足により、直ちに受け入れできていない面もあり、特に保育士や支援員は募集しても応募がなく、和歌山県全体の課題となっている。
児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、平日の放課後の居場所づくりと、土曜日の各種体験事業の実施や交流の場を設けている。	B	町内で運営している児童館は朝来児童館の1ヶ所のみであり、様々な事業を実施している。施設の改善や図書の実施も図っている。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、社会の宝であり、わたしたちの営みを未来につなげる、かけがえのない存在です。しかしその一方で、全国的に子どもへのいじめや虐待、また特に近年は子どもの貧困や不登校、ヤングケアラー等が問題となっています。

すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるよう、多様な環境整備をより一層推進していく必要があります。

本町では、令和2年6月に「上富田町子ども権利条例」を策定し、次代を担う子どもたちの様々な権利が守られて、幸せに暮らせるまちづくりを目指しています。

上富田町に生まれ、育つすべての子どもの人権が尊重され、一人ひとりの個性や可能性を最大限に引き出し、かけがえのない存在として認められるとともに、子ども自身が幸せを感じつつ、自尊感情や自己肯定感を持って育まれるまちをめざします。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域全体が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざします。

このような基本的な考え方を踏まえた上で、第1期及び第2期「上富田町子ども・子育て支援事業計画」において設定した基本理念を継承します。

基本理念

思いやりがあり、健康で明るい、元気な子どもを

安心して育むまち 上富田

2 計画の基本的視点

子ども・子育て支援の取組を進めるにあたっては、次の5点を基本的視点とします。

(1) 子どもの最善の利益の確保

子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの生きる権利の保障や、健やかな発育・発達のための教育・保育内容の充実とともに、人権侵害である虐待やいじめ、DV被害などを受けないよう、また、障害の有無や国籍等にかかわらず等しく教育・保育が受けられるよう、子どもの人権の尊重を重視します。

(2) まちの次代を担う人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、長期的な視野を持つとともに、まちの未来を託す人づくりを重視します。

(3) 親子の育ちの見守りと相互の育ちあいの地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる意識づくりや大人も子どもも互いに学び、育ち合う環境づくりを重視します。

(4) 多様な子育て支援ニーズへの対応

保護者の就労をはじめ、子どもの教育・保育事業についての多様なニーズや、子どもの貧困など社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子育て支援事業の取組や質の確保とともに、養護家庭に対する自立支援等を重視します。

(5) 子育てと仕事・地域生活の調和の推進

親が子育てを楽しみながら子どもと共にいきいきとした生活を送ることができるよう、また、子どもと向き合い子どもの成長を喜びとして実感できるよう、さらに、地域社会とのつながりの中で親も子どもも成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視します。

3 計画の基本目標

基本理念の実現をめざして、次の3つの基本目標を定め、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1

育児にかかる経済面での負担増や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などに伴い、子育てによる保護者の負担は増加しています。育児疲れや育児によるストレス等の蓄積が、子どもへの虐待につながる恐れがあります。

共働き家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、引き続き地域全体で子育てを支援していくための環境づくりを進めます。

基本目標2

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成促進のほか、広報やホームページなどの広報媒体を通じて子育てに関する情報提供に努めます。

また、地域の住民一人ひとりが子育てへの関心・理解を高め、継続的に地域全体で子育て家庭を支えていくための意識啓発等を進めます。

基本目標3

子どもの健やかな成長には、遊びを通じての仲間づくりが大きな役割を果たすと考えられることから、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の人たちの協力を得ながら、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域との交流活動等を行うことができる安心・安全な居場所づくりを進めます。

第4章 施策・事業の展開

基本目標1 地域における子育て支援サービスの充実

次の施策・事業について取組を進めます。

施策・事業	取組の内容
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	<p>町内に会員組織がないため、田辺市のNPO法人と事業契約を結び、上富田町の方もファミリー・サポート・センター事業を利用することができるようになっています。</p> <p>子育て世帯への周知のため、広報かみとんだでの周知や、ファミリー・サポート・センターから配布されたポスター及びチラシについて、町内各施設に協力依頼を行います。</p>
ショートステイ・トワイライトステイ事業 (子育て短期支援事業)	<p>保護者が家庭において児童を養育することが困難な場合に、施設等において必要な養育・保育を行います。県内の施設等との委託契約により実施しています。</p> <p>利用が必要な方は問題なく受け入れ出来ていますが、利用実績は想定より少なく、潜在的な需要があると考えられるので、引き続き事業内容等について住民をはじめ、関係組織や団体等での周知に努めます。</p> <p>近隣市町で家庭養護を行っているファミリーホームや里親への委託により事業の利用促進に繋がるか検討します。</p>
一時預かり事業	<p>生後6ヶ月以上の未就学児童を対象とし、保護者の病気や用事ができた時などに利用することができます。月～金曜日で、はるかぜ保育所で実施しており、事前登録が必要です。</p> <p>事業内容等について住民をはじめ、関係組織や団体等へさらなる周知に努めるとともに、引き続き利用の促進に努めます。</p>
延長保育事業	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。</p>

施策・事業	取組の内容
地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	<p>はるかぜ保育所とくまのの森こども園での地域子育て支援センターを実施しています。</p> <p>地域子育て支援センターでは、子育ての専門機関である保育所などを地域に開放して地域で子育てしていこうという趣旨から、育児相談や子育ての情報提供、親子の交流の場としています。また各地域で取り組んでいる開放保育では、乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語りあえる場となっています。</p> <p>事業内容等について住民をはじめ、関係組織や団体等へのさらなる周知に努めるとともに、引き続き利用の促進に努めます。</p>
副食費の実費徴収に係る補足給付事業	<p>副食材料費に係る保護者の経済的な負担を軽減することで、円滑な特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もって子どもの健やかな成長を支援します。</p>
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<p>全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。</p>

基本目標2 子育て支援のネットワークづくりの強化

次の施策・事業について取組を進めます。

施策・事業	取組の内容
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭へ助産師や保健師が訪問を実施し、育児等に関する相談や情報提供を行います。引き続き、訪問率の向上と内容のさらなる充実に努めます。
養育支援訪問事業	妊娠期～出産後の養育に関して、特に支援が必要な妊婦、保護者に対して、助産師、保健師による定期的な訪問等を実施し支援を行います。引き続き内容の充実に努めます。
母子保健推進員による家庭訪問	母子保健推進員（町が委嘱）による健診案内訪問、2歳児への絵本プレゼント訪問等を実施。地域での身近な相談役として活動しています。また、地域と保健センターとのパイプ役を担っています。引き続き、連携を密にし、訪問の内容の充実に努めます。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然防止に努めます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

基本目標3 子どもたちの健全育成の充実

次の施策・事業について取組を進めます。

施策・事業	取組の内容
教育支援センター	不登校になった児童生徒の集団活動への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談を行うことにより、その児童生徒の社会的自立を支援しています。 引き続き内容の充実に努めます。
寺子屋塾 【生馬公民館】	毎週水曜日の放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりとして、遊びの場の提供や、硬筆教室などを実施しています。 引き続き内容の充実に努めるとともに、利用の促進に努めます。
思春期保健対策等の推進	小学生への「生命の誕生」についての講演を実施し、命や家族の大切さを学ぶ機会としています。中学生には「性と生」についての講演等を行い、性の正しい情報や知識の普及を行なっています。今後も内容の充実に努めます。
安心して子どもを 生み育てることが できる地域づくり	多職種の専門家等が委員である母子保健連絡協議会や、地域で母子保健活動をしている母子保健推進員による会議において、子育てや母子保健の現状と取組などについて話し合う機会をもっています。 引き続き、各委員と連携をし、安心して子どもを生み育てることができる地域づくりを進めます。
ひとり親家庭等の 自立支援の推進	ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に努めるとともに、子育て・生活支援、就業支援等の総合的な対策を行います。 また、ひとり親家庭等に対する相談体制や情報提供に努め、関係機関等との連携強化を図ります。
児童虐待防止対策の 充実	児童虐待の早期発見には、地域住民や民生委員、保健師、学校等の関係機関が連携し、わずかな異常も見逃さないように対応することが望まれ、虐待を未然に防ぐためにも、相談体制の整備や保育者のストレス解消のための施策を展開していくことが重要です。 要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の役割調整や連携を強化して地域における関係相互のネットワークを構築することにより、子育て不安や児童虐待等の過程、児童の問題を早期に

施策・事業	取組の内容
	<p>発見し、迅速かつ的確な対応に努めています。</p> <p>引き続き、各委員と連絡・連携を密にして児童虐待の防止を図ります。</p>
<p>障害のある子どもに関する施策の充実</p>	<p>障害を持つ子どもについては、障害の原因となる疾病や事故予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。</p> <p>また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるように、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び社会復帰に向けた訓練や在宅サービスの充実、就学支援等を含めた総合的な取組を推進する必要があります。</p> <p>さらに、発達障害については、全国的に増加傾向がみられることから、引き続き適切な正しい情報の周知に努めるとともに、家族が適切な子育てを行えるよう、「発達障害者相談支援センター」や「障害児相談支援事業所」における相談所を紹介し、支援を行うことも必要です。</p> <p>引き続き、保育所等において障害のある子どもの受け入れを推進するとともに、各関係機関とのさらなる連携を図ります。</p>
<p>児童館運営事業</p>	<p>朝来児童館では、平日の放課後の居場所づくりと、土曜日の「わくわくパーク」において、各種体験事業の実施や交流の場を広げています。</p> <p>帰宅時間が季節により大きく異なるため、児童館近隣の児童の利用にとどまっている現状ですが、引き続き、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりを実施します。</p>
<p>病児保育事業</p>	<p>安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図るため、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他事由のため家庭において保育を受けることが困難となった小学校就学児童が疾病の際、病院等において病児保育を行うものです。現在、病児・病後児保育事業については、田辺市のクリニックにて対応しています。</p>
<p>利用者支援事業</p>	<p>就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>令和6年度から「上富田こどもみらい家庭センター」を開設し、総合的な相談機関として運用を開始し、利用者の支援に努めます。</p>

施策・事業	取組の内容
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

第5章 事業量の目標

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ・ 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 本町における区域設定の考え方

本町においては、児童人口の推計等や町の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、全町を1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 量の見込みの算出対象と子ども・子育て支援制度の全体像

町内に居住する0～5歳の子どもについて、「現在の幼稚園・保育園・認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込みを設定します。また、教育・保育の量の見込みについては、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

■認定区分と提供施設 ※子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

■子ども・子育て支援法における支援の全体像

子ども・子育て支援給付

【子どものための教育・保育給付】

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園（子ども・子育て支援新制度移行済）
- 保育所

地域型保育型給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

【子育てのための施設等利用給付】

施設等利用給付

- 幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行）
- 特別支援学校（幼稚部）
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

【子どものための現金給付】

- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）・
夜間擁護等事業（トワイライトステイ）
- 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 実費徴収に係る補足給付事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業（伴走型相談支援事業）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 産後ケア事業

3 教育・保育の一体的提供の推進

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関する記事を掲載することが求められています。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

保育・教育を、誰もが利用できるような環境を構築することをめざします。

これに際しては、私立の教育施設の意思を尊重するとともに、公立保育所については、提供体制の充実を図ります。公私連携協定を締結している私立の認定こども園については、継続して本町と運営法人が連携し、協力して教育・保育体制の充実を図ります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子どもの発達過程に応じた質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培えるように、幼稚園・保育所の役割を十分踏まえ、その特性を生かして子どもの育ちを支援します。

あわせて、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を子育て支援センター等で引き続き確保し、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供に努め、低年齢児保育の円滑な提供を図るため、連携を図ります。

(4) 保育所等と小学校等との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進については、情報の共有の推進を図ります。

また、職員等の資質向上は重要であり、この点についても合同研修、授業参観、連携会議などの様な従事者間の情報交換の場を構築するように努めます。

4 子ども数の推移と今後の見込み

教育・保育施設の利用及び地域子育て支援事業の利用については、計画期間中の推計就学前児童数を踏まえた検討が必要です。このため、令和4年度から令和6年度（各年度4月1日現在）の1歳年齢ごと男女別人口（町の登録人口）を基に、コーホート変化率法※で推計を行いました。

	実績			計画期間の推計児童数 (就学前)				
	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	101	118	119	112	112	112	112	112
1歳	134	116	121	129	121	121	121	121
2歳	117	132	117	121	128	120	120	120
3歳	123	122	137	122	126	134	125	125
4歳	127	129	122	140	125	129	137	128
5歳	149	127	134	124	142	127	132	139
計	751	744	750	748	754	743	747	745

※コーホート変化率法…各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

5 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 1号認定（教育標準時間認定）

小学校就学前の満3歳以上の子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準として預かります。

利用先：認定こども園・幼稚園

(2) 2号認定（満3歳以上・保育認定）

小学校就学前の満3歳以上の子どもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要な子どもを預かり、保育を行います。

利用先：認定こども園・保育所

(3) 3号認定（満3歳未満・保育認定）

満3歳未満の子どもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要な子どもを預かり、保育を行います。

利用先：認定こども園、保育所、地域型保育事業所

※地域型保育事業

- ・小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で保育サービスを提供
- ・家庭的保育事業（保育ママ）：利用定員5人以下で保育者の居宅等で保育サービスを提供
- ・居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で1対1で保育サービスを提供
- ・事業所内保育事業：会社（事業所）の保育施設などで、従業員の子どもに加え、地域の子どもにも保育サービスを提供

※幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下のとおりです。

3～5歳	・保育所（園）（小規模保育施設含む）、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化（上限 月11,300円） ・認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月37,000円）
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所（園）、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化（上限 月42,000円）

【提供量の見込み及び確保方策】

■ 1号認定（3～5歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込み		85	86	86	87	86
②確保方策	特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		△20	△19	△19	△18	△19

■ 2号認定（3～5歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2号	2号	2号	2号	2号
①量の見込み		248	280	284	291	294
②確保方策	特定教育・保育施設	300	300	300	300	300
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足（① - ②）		△52	△20	△16	△9	△6

■ 3号認定（0歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		16	24	24	24	24
②確保方策	特定教育・保育施設	10	15	18	18	18
	地域型保育事業	0	6	6	6	6
③過不足（① - ②）		6	3	0	0	0

■ 3号認定（1歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		55	57	60	60	60
②確保方策	特定教育・保育施設	39	54	54	54	54
	地域型保育事業	13	6	6	6	6
③過不足（① - ②）		3	△3	0	0	0

■ 3号認定（2歳）

単位（人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3号	3号	3号	3号	3号
①量の見込み		70	78	75	78	78
②確保方策	特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
	地域型保育事業	11	12	12	12	12
③過不足（① - ②）		△7	0	△3	0	0

◆確保方策の内容

量の見込みにおいては必要量を確保できる推計となっておりますが、近年は低年齢児（0歳～2歳）の保育需要が増加しています。今後も申し込みの増加が予想されることから、町内の認可保育施設や認可外保育施設（企業主導型）と連携し、町立保育所との調整も図りながら、受け入れ児童の増加を検討していきます。

6 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等

(1) 利用者支援事業

就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、必要とする適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう努めるとともに、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく支援していきます。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実施か所数）	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保方策の内容	今後も相談に応じて、適切に関係機関との連絡調整を実施していきます。				

(2) 地域子育て支援拠点事業

就学前児童とその保護者を対象に、子育て支援室において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

はるかぜ保育所及びくまの森こども園内で、親子の遊び場、相談の場として事業を実施しています。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用者数）	2,129	2,124	2,077	2,077	2,077
確保方策	2,129	2,124	2,077	2,077	2,077
確保方策の内容	子育て支援センターとしては、引き続きはるかぜ保育所及びくまの森こども園で支援を実施していきます。				

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対して、妊娠届出時に、医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付し、14回の健康診査の費用の一部を助成します。

妊婦健診の受診状況等を踏まえながら、適切な受診を促進します。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ受診件数）	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
確保方策	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
確保方策の内容	保健師等により受診を促進していきます。				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児等の様々な相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。

全ての乳児家庭を訪問することで、育児等に関する相談や情報提供、調査等を行っていきます。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（訪問件数）	112	112	112	112	112
確保方策	112	112	112	112	112
確保方策の内容	助産師等による訪問等により実施していきます。				

(5) 養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭や虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭に保健師や助産師が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(対象児童数)	27	27	27	27	27
確保方策	27	27	27	27	27
確保方策の内容	助産師、保健師による定期的な訪問を実施し支援を行なっています。				

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

緊急時の対応なども含め、事業内容について周知を図り、必要な場合に適切な対応に努めます。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(ショートステイ)	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
確保方策の内容	県内3か所の施設との委託契約により実施していきます。				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学校6年生以下の子どもを対象に、送迎や預かり等の支援を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行います。

現在、町内に会員組織はありませんが、田辺市のNPO法人と協定を結びファミリー・サポート・センターを利用できるようになっています。

【提供量の見込み及び確保方策】

（単位：人日／年間）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）		152	153	151	151	151
確保方策	提供会員数	38	38	38	38	38
	②確保方策（提供日数）	152	153	151	151	151
③過不足（①-②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		今後も広域的に連携し、事業を実施していきます。				

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、教育・保育施設等での一時的な預かりを行います。

①幼稚園型（在園児が対象）

幼稚園・認定こども園で、教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育を実施する事業です（従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業）。

（単位：人日／年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定（延べ利用者数）	178	181	180	181	180
	2号認定【定期的な利用】	15,237	15,513	15,395	15,553	15,474
②確保方策		15,415	15,694	15,575	15,734	15,654
③過不足（①-②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

②一般型（在宅の子どもが対象）

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、主として昼間において、保育所等で一時的な預かり保育を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

（単位：人日／年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）		4,292	4,326	4,263	4,286	4,275
②確保方策		4,292	4,326	4,263	4,286	4,275
③過不足（①-②）		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

(9) 延長保育事業

保育所を利用している就学前児童を対象に、保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)	209	211	208	209	208
②確保方策	209	211	208	209	208
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

(10) 病児保育事業

子どもが急な発熱等の病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)	209	211	208	209	208
②確保方策	209	211	208	209	208
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	今後も広域的に連携し、事業を実施していきます。				

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (利用者数)	1年生	77	80	80	80	80
	2年生	59	60	60	60	60
	3年生	52	55	55	55	55
	4年生	31	30	30	30	30
	5年生	16	15	15	15	15
	6年生	2	0	0	0	0
	計	237	240	240	240	240
②確保方策		210	210	210	210	210
③過不足 (①-②)		27	30	30	30	30
確保方策の内容		近年は需要が増加しており、現状の学童保育所の提供量では確保が困難な状況となっています。今後も申し込みの増加が予想されることから、学童保育所の運営法人とも連携し、確保方策を検討していきます。				

(12) 副食費の実費徴収に係る補足給付事業

子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき副食費の助成を行う事業です。

本町が現在実施しているのは、特定子ども・子育て支援施設の副食費分ですが、今後も継続して実施していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育事業を提供する民間事業者の参入促進、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町では、この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ利用者数)	27	27	27	23	23
②確保方策	27	27	27	23	23
③過不足(①-②)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	今後も対象者の家庭を訪問し、適切に支援していきます。				

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足（①-②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	町としては事業を実施していませんが、民間団体が町内でこども食堂等を実施しています。今後も必要に応じて協力し、連携していきます。				

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	13	13	13	13	13
②確保方策	13	13	13	13	13
③過不足（①-②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保護者からの必要に応じて事業を実施していきます。				

(17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	336	336	336	336	336
妊娠届出数	112	112	112	112	112
1組当たり面接回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	336	336	336	336	336
②確保方策	336	336	336	336	336
③過不足（①-②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	必要に応じて事業を実施していきます。				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	3	3	3	3	3
	②確保方策	3	3	3	3	3
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	4	4	4	4	4
	②確保方策	4	4	4	4	4
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み （必要定員数、延べ人日）	3	3	3	3	3
	②確保方策	3	3	3	3	3
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用者数）	233	233	233	233	233
②確保方策	233	233	233	233	233
③過不足（①-②）	0	0	0	0	0
確保方策の内容	必要に応じて事業を実施していきます。				

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

(1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園、学校

幼稚園・保育所・認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて子どもの生きる力を育む教育の推進に努めることが期待されます。

(3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。

このため、子育て支援に関わる各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

(4) 企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

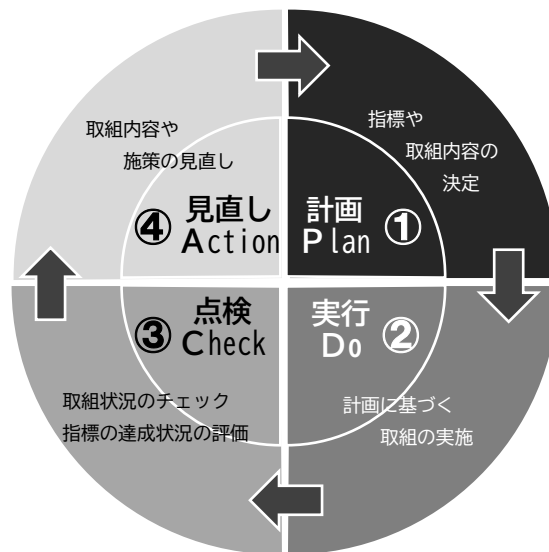
行政は町民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取組が進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況についてPDCAサイクルにより把握し、こども・子育て会議を通じて、委員と共に実施状況及び成果を協議していきます。

【PDCAサイクルについて】

- ①令和11年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める（Plan）
 - ②上記①の方策等を実施する（Do）
 - ③定期的に上記①の見込み等の進捗状況について評価する（Check）
 - ④上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Action）
- *見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。



資料編

1 上富田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 19 日
条例第 13 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、上富田町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(会議の運営)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 上富田町子ども・子育て会議委員名簿等

	所 属	氏 名	備考
1	上富田町PTA連合会 会長	いけだ ともしげ 池田 知繁	
2	上富田町教育委員会	いわもと みちこ 岩本 倫子	
3	くまのの森こども園 園長	かわね きみよ 川根 紀美代	
4	上富田町立保育所 所長	かわぼた りか 川端 里佳	
5	なごみ学童保育所 所長	たがみ みほ 田上 美帆	
6	あすなろ学童保育所 所長	のだ まどか 野田 円香	
7	和歌山県福祉事業団	はやし しょうへい 林 昌平	
8	上富田町主任児童委員	ふかみ まさこ 深見 昌子	
9	上富田町母子保健推進員 会長	ふかみ よしみ 深見 良美	
10	はるかぜ保育所保護者会 会長	ふくだ てつや 福田 哲也	
11	岩田幼稚園保護者会 会長	まつば こういち 松場 浩一	
12	岩田幼稚園 園長	みやもと くみこ 宮本 久美子	
13	くまのの森こども園保護者会 会長	もりおか ほだか 森岡 歩行	
14	上富田町副町長	やまもと としあき 山本 敏章	

【名簿の順番は、氏名の五十音順】

3 計画の策定経過

開催年月日	事項	検討内容
令和5年度		
11月10日	第2回上富田町子ども・子育て会議	(1) 学童保育所の指定管理候補者について (2) 第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) その他
令和6年度		
6月5日～ 6月21日	ニーズ調査等のアンケート調査の実施	<保護者を対象とした調査> ・未就学児保護者アンケート（ニーズ調査） ・小学生保護者アンケート（ニーズ調査） <児童生徒を対象とした調査> ・中学2年生アンケート ・高校2年生アンケート
11月20日	第1回上富田町子ども・子育て会議	(1) 会長の選任及び会長職務代理者の指名について (2) 第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画の内容について (3) 学童保育所について (4) 子どもの権利に関する条例について (5) その他
2月4日	第2回上富田町子ども・子育て会議	(1) 第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画 素案について (2) その他
3月18日	第3回上富田町子ども・子育て会議	(1) 第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画 最終案について (2) その他

**第3期上富田町子ども・子育て支援事業計画
【令和7～11年度】**

発行日 : 令和7年3月
発行 : 上富田町 福祉課
住所 : 〒649-2192
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
TEL : 0739-34-2373

